

おとり丸太設置作業仕様書

(作業中の表示)

- 1 作業着手前には、注意標識等で表示し、入林者（関係者以外）が作業箇所近づかないよう等周知すること。

(おとり丸太法)

- 2 おとり丸太に使用する材は、健全なミズナラ等から採取した末口径 15cm 以上、長さ 2.0m 程度の外皮が剥がれていない丸太を使用すること。なお、使用する材は、1ヶ月以内に伐採されたものを原則とするが、冬期に伐採された材で乾燥していないものも使用することができるものとする。
- 3 1集積は、約 22m³を目安とし、縦 2 m 程度、横 10.6m 程度、高さ 2 m 程度で倒壊しないように桝積みすること。(別紙参照)
- 4 設置箇所は、地形条件や運搬・集積の可否等を勘案し、監督職員があらかじめ選定した箇所とすること。
- 5 おとり丸太の設置にあたっては、乾燥を防ぐため午後に直射日光が当たるような場所を避けるとともに、遮光率 75% 以上の遮光ネットを被覆し、乾燥防止に努めること。
- 6 1集積あたり合成集合フェロモン剤（カシノナガキクイムシ用）2個をおとり丸太の木口に設置すること。
- 7 事業終了後は、監督員の指示により遮光ネット及び合成集合フェロモン剤を撤去し、廃棄処分すること。
- 8 廃棄処分の際に必要な書類（産地証明書等）の写しを提出すること。

(実行管理)

- 9 実行記録写真の管理を行い、事業終了後その記録を監督員に提出しなければならない。
- 10 写真は設置箇所毎に①設置するおとり丸太、②設置前、③設置中、④設置後の状況を撮影すること。また、⑤遮光ネットと合成集合フェロモン剤を撤去した後の状況を撮影すること。

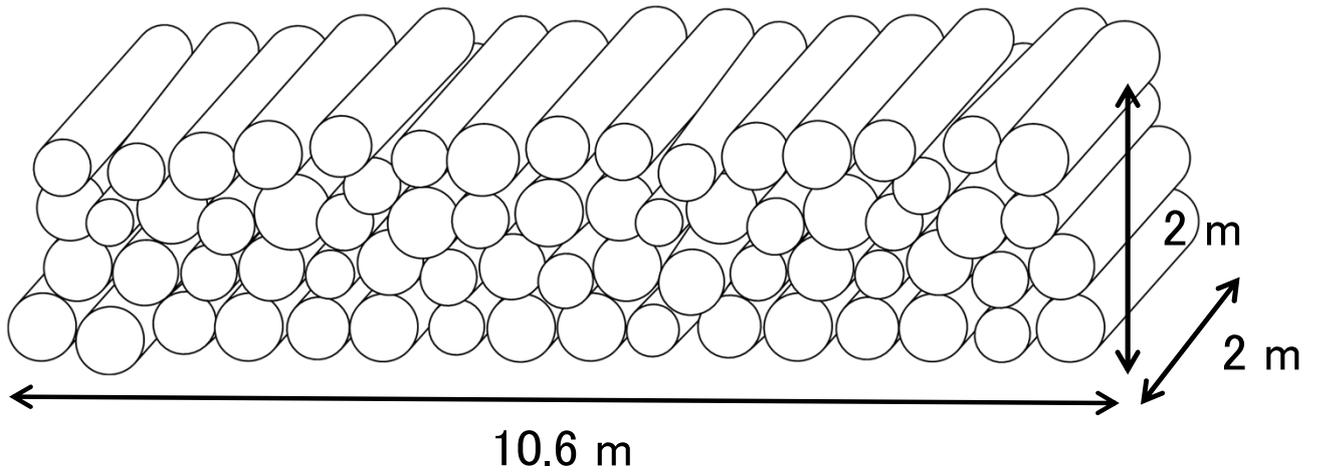
(実施作業の期限)

- 11 丸太、遮光ネット及び合成集合フェロモン剤については、6月中旬までに設置すること。

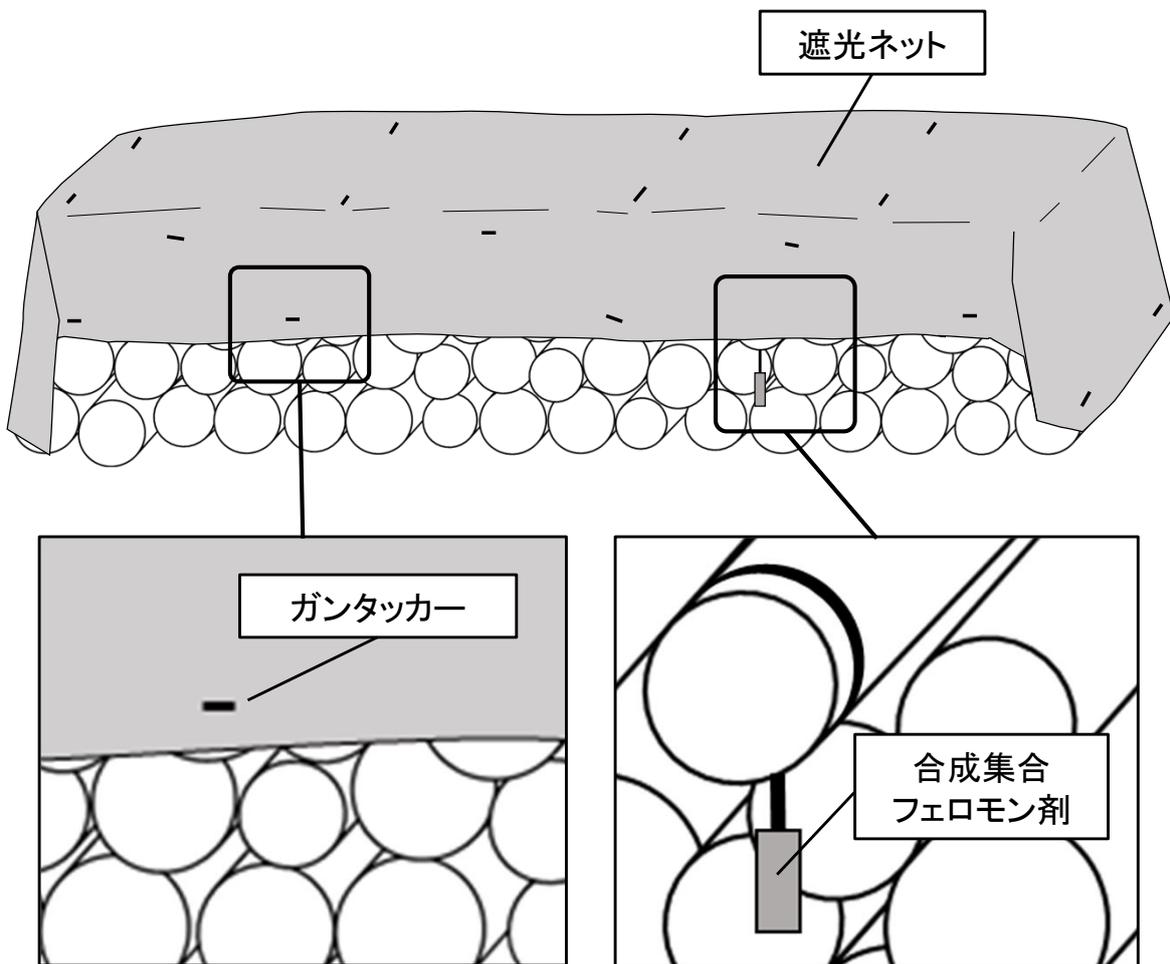
(その他)

- 12 この仕様書によりがたい場合は、または明記していない事項で必要がある時は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けること。

おとり丸太完成図



縦(m)	横(m)	高さ(m)	換算率	層積材積(m ³)
2.0	× 10.6	× 2.0	× 0.524 =	22.2



拡大図

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

- 1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- 2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に取り扱いものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- 3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
 - (1) 真夏日
日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。
 - (2) 事業期間
事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間を除くものとする。
 - (3) 真夏日率
事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。
真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間
- 4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。
- 5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。
補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあつては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたまなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。